

平成22年5月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年5月17日

○出席議員 18人

1番 岩瀬 洋 男 君	2番 中 村 一 夫 君	3番 刈 込 欣 一 君
4番 土 屋 元 君	5番 忍 足 邦 昭 君	6番 根 本 讓 君
7番 高 橋 秀 男 君	8番 板 橋 甫 君	9番 丸 昭 君
10番 八 代 一 雄 君	11番 岩 瀬 信 義 君	12番 寺 尾 重 雄 君
13番 渡 辺 玄 正 君	14番 児 安 利 之 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 関 利 幸 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 花ヶ崎 善 一 君	介 護 健 康 課 長 西 川 一 男 君
農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君	教 育 課 長 中 村 雅 明 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 大 鐘 裕 之 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 議席番号及び議席の一部変更について
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 議案上程・説明・質疑・討論・採決
議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
(勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第24号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算
議案第25号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議会運営委員の選任について
- 第6 常任委員の選任について

開 会

平成22年5月17日（月） 午前10時02分開会

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより平成22年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議席番号及び議席の一部変更について

○議長（高橋秀男君） 日程第1、議席番号及び議席の一部変更についてを議題といたします。

一般質問の質問席の設置に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席番号及び議席の一部を変更したいと思います。

その議席番号及び氏名を事務局長に報告させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 議席番号及び議席を変更する者の議席番号と氏名を申し上げます。なお、敬称は省略させていただきます。

議長席に向かって、左側前列から申し上げます。1番・岩瀬洋男、2番・中村一夫、3番・刈込欣一。

次に、2列目に移ります。議長席に向かって右側から申し上げます。4番・土屋 元、5番・忍足邦昭、6番・根本 譲、7番・高橋秀男、8番・板橋 甫、9番・丸 昭、10番・八代一雄。

最後列に移ります。議長席に向かって右側から、11番・岩瀬義信、12番・寺尾重雄、13番・渡辺玄正、14番・児安利之。

以上です。

○議長（高橋秀男君） お諮りいたします。ただいま事務局長が朗読したとおり、議席番号及び議席を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それではご異議ございませんので、さよう決定いたしました。

該当する議員は新たな議席に着席願います。

〔議席替え〕

会 期 の 決 定

○議長（高橋秀男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（高橋秀男君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において岩瀬義信議員及び忍足邦昭議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（高橋秀男君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第4、市長提出議案を上程いたします。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第23号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年3月31日、法律第4号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る4月1日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

市民税について、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、原則として給与から特別徴収することとされたことから、第44条を改正したものであります。

このほか、法改正等による根拠条項の移動等により、条文の整理を行ったものであります。

以上で議案第23号の提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） ただいまの提案理由の説明なんですが、給与からの天引き条項が新たに出てきたわけですけど、今回の国会で3月31日をもって地方税法が改正がされたということですが、我が勝浦市にかかわる税法改正との関連事項は今、提案されたことだと思うのですが、それでは地方税法の改正で幾つか改正点があったと思うのです。

そういう点について、若干お尋ねしたいわけですけど、1つは、個人住民税の扶養控除の廃止、2番目として、自動車関連諸税、つまり軽油引取税だとか、自動車取得税だとか、この暫定税率の廃止、3点目として、たばこ税の税率引き上げ、4点目として、税の軽減特例の見直しと軽減措置などの適用実態の透明化、これらが言われているんですが、それらについての改正点についての概要といいますか、全体として地方税法はどういう項目が改正点として改正されたのか。その中で、今回、専決処分として出されてきている勝浦市に直接関連するものは、今回の提案でこういうものなんだというような位置づけで、答弁をいただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） それでは、回答いたします。今回の平成22年度の税制改正においては、支え合う社会を実現するとともに、経済、社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革の一環といたしまして、地方税制の改正を行うこととしたところでございまして、その改正全般といたしましては、まず1点目といたしましては、個人住民税における扶養控除の見直しといたしまして、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除33万円を廃止し、また、16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ分、12万円を廃止するなどの改正が1点目。

2点目といたしましては、自動車関連諸税の暫定税率、地球温暖化対策のための税等の改正でございまして、先ほど議員が申し上げられましたように、軽油引取税及び自動車取得税の現行の10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税水準を維持する。なお、エコカー減税については継続されると。また、自動車重量税の税率引き下げに伴う地方減収補てんとしては、自動車譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引き上げられることになっております。

また、3点目といたしましては、たばこ税の税率改正でございまして、これは国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があることから、平成22年10月から引き上げられるようになります。

4点目といたしましては、地方税における税負担軽減措置等の見直しといたしまして、納税者の視点に立って、公平でわかりやすい仕組みを構築する観点から、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直しを行うものとしておりまして、90項目、見直しがされております。

また、税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るなどの措置が講ぜられました。

このほか、個人住民税関係では、公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の年金所得を有する給与所得者について、合算して給与から特別徴収することができるようになりました。

また、生命保険控除の改正がされております。

国民健康保険税関係では、国民健康保険税の減額措置に係る基準につきまして、応益割合に係る基準を廃止すること、及び基礎課税額の引き上げ、並びに被保険者が非自発的な理由によりまして離職した一定の者である場合、在職中の保険料負担と比較いたしまして荷重とならないよう、今回、給与所得の金額を100分の30に相当する金額として計算する特例措置を講ずることとしております。

以上が今回の税制改正の主なものでございまして、今回、条例改正が必要なもののうち、緊急を要するものについて、専決処分の承認を求めるものでありまして、これ以外のものにつきましては、6月議会に提案したいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 大体わかりましたけれども、全体として私が感ずることは、特に今回の地方税法改正の措置の中でいろんな矛盾があると思うんですね。一つ、最初に出ていた個人住民税の扶養控除を廃止・削減する関係ですけれども、控除から給付へということでやっていると思うんですが、この試算の関係が、物の本によれば、子ども手当、高校授業料の無償化の財源として住民税の年少扶養控除の廃止、高校在学年齢に相当する特定扶養控除の上乗せ分も廃止、これによって個人住民税は全体で見れば4,569億円の大増税だと、こういうふうに言われているんですね。

今の時点で、この4,569億円の増税のうち、勝浦市としてはどの程度、市民が増税になるかという試算が今の時点でなされているとすれば、その点を答弁いただきたいし、なされていないとすれば、概算的にも答弁できないのか。もし、そうであるとするならば、大至急、その辺は試算をしてもらいたい。つまり、この税法改正に対する賛否の態度をとる上で非常に重要な内容の一つになってくるわけでありまして、そういう点でお願いをしたいということ。

自動車関連の税ですけれども、軽油引取税の関係では暫定税率廃止、ただし、当面は現行の税率だと、こう言っているけれども、将来的には廃止になるわけで、そうすると、我が勝浦市の場合、基幹産業である農業や漁業では、重油じゃなくて軽油をみんな船やハウス、その他は使っているわけで、この辺にどうマイナス影響が出てくるのかというのが非常に大きな問題になってくるだろうと思うんですが、そういう点についてどう考えるのか。

たばこ税の税率引き上げは、私はたばこは10年前にやめたけれども、しかし、吸っている人にとっては庶民の趣味、嗜好品でありまして、これの税率が上がるということは、市にとっては増収になるかもしれないけど、消費者にとっては負担が増えるわけで、この点がどの程度の増税なのかということも考えられると思います。

国民健康保険税なんですが、これは国の基準にかかわらず、7割・5割・2割の減税を自治体の判断によってやることができるということ、それはそれで結構なんだが、しかし、限度額を上げるわけですね。課税額の限度額を年間、現行47万円を50万円に上げるわけですね。後期高齢者支援分についても、課税限度額を現行12万円から13万円に上げると。介護納付分については、従前のおりとして上げないんだけど、現実、値上げの方向が出てきているわけですけど、6月に改めて緊急でないものは条例化すると言っているけれども、そういう点についても、我が勝浦市の被保険者にとってどういうマイナス影響が出てくるのか。

今回の地方税法改正については、部分を見れば、透明化していくとかいういい面もあるけれども、しかし、一つ一つ今、列挙したものなどを見ても、これは国民、住民負担が全体と

して増税になっていくというふうに見ざるを得ないんですけど、そういう点を含めて、再度答弁をいただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） それでは、お答えいたします。まず、扶養控除見直しに伴う影響額につきましては、平成24年度市民税において年少扶養親族、特定扶養親族、合わせまして1,870万円強の影響額ということで、現状におきまして平成22年度当初課税をベースに人口推計の減少等を用いまして試算しましたところ、今、申し上げました1,870万円強と見込んでおります。

2番目といたしまして、軽油引取税の関係でございますけれども、単年度につきましては、先ほど申しましたように、特例交付金等で措置されるところでございますので、影響はないと思いますけれども、今後、そういったところには影響してくるのではないかと思います。ただ、現状のところでは、はっきりとは数字等はつかんでおりません。

3番目の国民健康保険税の関係ですが、これにつきましては6月に改正するところでございますけれども、その前にそういった改正関係につきましては国保運営協議会等がございますので、その辺の協議を踏まえまして、今後、進めていきたいと考えております。

もう一つ、たばこ税につきましては、今年度、平成22年度当初予算におきましては、当該引き上げ分を見込んでおりまして、予算額といたしましては1億1,690万6,000円ということで、前年対比といたしましては96万6,000円の増額ということで見込んでおります。なお、今後の見込みにつきましては、税率が上がった関係で、翌年度以降は減少で推移するのではないかと、今のところ考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第23号は、承認することに決しました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第24号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、議案第25号 平成

22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第24号及び議案第25号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第24号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に2億8,348万9,000円を追加し、予算総額を80億5,248万9,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費及び民生費におきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の職員に対し支給する子ども手当に伴う予算であります。その財源として、各構成団体からの負担金となることから、本市負担金を追加しようとするものであります。

総務費におきましては、諸費に夷隅郡市広域市町村圏事務組合の職員のうち、常備消防業務に従事する職員分として負担金394万3,000円を追加し、民生費におきましては、老人福祉費に介護認定審査会事務に従事する職員分として負担金を支出すべき介護保険特別会計への繰出金として2万1,000円を追加しようとするものであります。

農林水産業費におきましては、水産物産地流通加工施設高度化対策事業として総事業費4億2,650万円の冷凍冷蔵庫建設事業を実施する勝浦漁業協同組合に対し、水産物産地流通加工施設高度化対策事業補助金を交付しようとするものであり、なお、予算のうち国及び県の補助金2億5,475万円と市補助金分1,500万円を合わせた2億6,975万円を水産業振興費に追加しようとするものであります。

教育費におきましては、勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業の施工中に判明したものであり、校舎西側外壁より屋内に雨水が侵入しており、外壁調査の結果、校舎屋上パラペット部分及び東側外壁の一部等の補修が必要になることから、これら事業費として977万5,000円を勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業費に追加しようとするものであります。

なお、本案を議決いただいた暁には、変更契約の仮契約を締結の上、6月定例市議会に工事請負変更契約の締結について提案する考えであります。

これに対する財源として、歳入予算のうち国庫支出金におきましては、勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業費に対する安全・安心な学校づくり交付金815万1,000円、県支出金におきましては、水産物産地流通加工施設高度化対策事業補助金2億5,475万円、財源調整として繰越金1,918万8,000円、市債におきましては、勝浦中学校施設整備事業債140万円を追加計上しようとするものであります。

地方債におきましては、勝浦中学校施設整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第25号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に2万1,000円を追加し、予算総額を16億9,368万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、総務費の介護認定審査会費に夷隅郡市広域市町村圏事務組合の職員のうち、介護認定審査事務に従事する職員に対し支給する子ども手当の予算の追加に伴い、

本市介護認定審査会負担金2万1,000円を追加しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算に繰入金2万1,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第24号及び議案第25号の提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 19ページの歳出のところで、水産物産地流通加工施設高度化対策事業補助金というふうになっているのですが、これは国や県からの補助金、それを差し引いて勝浦市が補助金を出すという事業ですね。説明の資料によりますと、冷凍冷蔵庫が昭和48年に建設されて、平成21年末で36年経過するということで、今回、これを改築するという計画のようです。

この計画は、前の議会でもいろいろ出されたんですけども、平成22年から24年の計画が冷凍冷蔵庫、平成28年を目途に市場の建設予定で、総事業費24億円から25億円というふうに当時、言われていたんですね。その事業の一環だと思うのですが、これは久々、勝浦の基幹産業である漁業関係の施設として漁業協同組合が手をつけるという中身ですから、知らないよというわけにはいかない。勝浦市として、この10分の1以内の補助金を出すということが、説明の切りの資料の中に出ているんですね。1,500万円となっているんですが、10分の1以内というふうに定めている根拠について、ご説明をいただきたいということと、もう一つは、これは序の口の事業であって、本体の事業、総体でいいますと二十四、五億円なんですね。この10分の1以内と、それはえらい金になるんですね。以内というんだけど、一体、何を基準にその時々、の事業に対する補助金を決めていくのかということは、勝浦市のこれからの財政見通しや財政計画、あるいは新しく来年から始まる新長期計画、これに非常に大きな影響を与える事業だと思うんですね。

これからは文化会館の建設問題、広域市町村圏事務組合の建設問題、これも七、八十億円はくだらない。勝浦市の負担は、ほぼその3分の1は覚悟しなければいけないというような中身の中で、幾ら財政調整基金が3億円ある、5億円あるんだといったって、そんなものでは、とても歯が立たないような内容で、しかも勝浦市は大変大きな老朽施設を抱えているんで、これらを含めて、これからの財政展望も考えながら、補助金というのは決めていかなきゃいけないと思うのだけでも、この10分の1以内とした根拠と、残された本体工事に対する補助金はどのように取り扱っていくのか、見解をお聞きたい。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。まず1点目の今回の冷凍冷蔵施設の工事に対し、市が補助金を出す根拠ということですが、これにつきましては、市のほうで水産業の振興を図る意味で、勝浦市水産物産地流通加工施設高度化対策事業補助金交付要綱、これは県の補助金交付要綱と同じ名前になりますけども、これを市の補助要綱として制定いたしまして、これに基づきまして組合が行う事業で、国及び県の補助する額を除いた、事業主体である組合が負担する額の10分の1以内を助成するというので、交付要綱を策定いたしました。

この10分の1の根拠ですが、これにつきましては、現在の財政状況等を勘案した場合に、例えば、10分の5出せるか、あるいは10分の3にするか、この辺はいろいろ議論があるところでございますけども、現在の財政状況等を勘案して、10分の1以内ということにしたものでございます。

それと、今後、確かに議員ご指摘のとおり、事業がいろいろと、ほかの事業等も含めまして、平成30年度まで続けられるという計画になっております。

今後、この各施設の改修についても補助をするのかどうかというご質問だと思いますけども、これにつきましては、今後のそのときの財政状況等を十分考慮しながら、補助するかどうかについては判断するものというふうに考えております。

今回の補助事業につきましては、あくまでも冷凍冷蔵施設の改修工事に伴います補助要綱でございまして、今後については、さらに、そのときの財政状況で判断するものというふうに考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 答弁としてはよくわかりましたけれども、10分の1以内というのは、今回の2億6,975万円の事業に対する1,500万円というんですから、それはそれで別に私は反対するわけじゃなくて、市の基幹産業である漁業の関連施設がこのまま老朽化して、問題を起こして、機能しなくなってもいいなんていうふうに思っていない。ただ、一遍、事業補助金を出すとすると、24億円の本体が残っているんですよ。そうすると、一つの基準になっちゃいやしないのかという懸念があるんですね。

今、課長がおっしゃった、県の要綱に従ってつくったというこの要綱、これは4月1日つくったので、まさにこの事業のためにつくった。そうすると、この事業が終わっちゃうと、この補助要綱は必要なくなっちゃうんですね。この要綱でまた別の事業も適用するんですか。そうじゃない。そうすると、その都度その都度要綱をつくるのか、そういう必要があるのか。要綱というのは、一定程度、補助金の基準になる考え方で、この場合には、市はこの程度は補助金出せますよというのが要綱で、一つの基準です。A、B、C、事業が続いてきた場合に、これを一つの基準にしながら、それに整合性を持った補助金を算定していくというふうになると思うのですが、この事業は今回で終わり。次に、今度は市場。この本体工事の24億円というのが残っているとすると、これはこれでまた補助要綱をつくらなきゃいけない。そうすると、補助金を必要とする事業のたびに補助要綱をつくるのか。しかも10分の1という基準というのは、現在の市の状況を勘案してというご答弁ですから、それはそうですよ。市の財政状況を勘案しないで、杓子定規に決められるわけがない。

だとするのなら、これは要綱を基準にするよりも、むしろ事業の全体像を明らかにした上で、市の基本的な考え方を議会に諮って決めていけばいいことで、一々要綱をつくる必要があるのかという気がするんです。別の事業をやると、また別の要綱をつくる。もう一つ別の事業をつくると、また別の要綱をつくる。これは要綱というふうに言えるのか。何回もしつこく言うようですけれども、一遍つくったら、同じようなケースはそれに準じて取り扱いますよというのが要綱なんだけど、今回のものは、それに準じてとても取り扱えないんじゃないんですか。本体工事のときには、どのくらい補助金を出す腹づもりなんですかと言ったら、そのときはまだわからないわけでしょう。

その辺の基本的な行政側の考え方を私はお聞きしているんで、出すのが悪いと言っているわけじゃないです。出すからには出すように、整合性のある理由をくっつけて、それで議会に諮る。今回、提案されたから、それはそれでいいですよ。だけど、要綱がこういうものができていたら、この次、今度、本体を提案するときは何を基準に提案するのかという疑問が逆に残る

ので、その辺のことはどのようにお考えなんですか、これが気にしているところなんです。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。今回はあくまでも冷凍冷蔵施設の改修に伴う補助ということで、県と同様の要綱名、水産物産地流通加工施設という名前がついておりますけれども、これの施設の高度化対策事業補助金に準じた要綱をつくりました。これから先の組合が行う事業、総事業費で、概算ですけども、24億円程度と組合は試算しているようですけども、これがまだ実際に国庫補助がこれから先の事業についてどのくらい補助がつくのか。国の交付要綱等についても、極端に言いますと、ほとんど毎年少しずつ変更になっている状況です。したがって、今の段階で勝浦市がすべての事業に対する交付要綱を制定するという事は困難であります。したがって、一つ一つの事業について、補助する場合については、この交付要綱をつくらざるを得ないというのが現状でございます。これでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 言っていることはよくわかるんですけど、この事業のためにこの要綱は、本年4月1日につくった。それは議会にもかけずに、行政内部の一つの基準としてつくった。そうですね、議員の手元には資料なんかないんですから。この事業の契約が終わって補助金が支払われると、この要綱はどうするんですか。自然消滅するんですか、まだ生きているんですか。別の事業をやるときには、また別の要綱をつくる。

事業のたびごとに要綱をつくる。しかも、それは行政の内部の手続でつくるわけであって、議会にも明らかにされてないわけですよ。だったら、そういう要綱をつくる必要があるのか。それは事業に対して補助金をこれこれ出しますよという理由をつけて、きちんと議会に諮ればいいことでしょう。だって、行政内部の基準じゃないですか。しかも、一遍だけなんです。その一遍が終わると、これはなくなっちゃうわけじゃないんだらうけども、棚上げしちゃって、いつの間にか、どこへ行ったかわけがわからないような内容になっちゃう。まさしく、この要綱というのは、この事業補助金を出すためにつくった要綱でしょう。だから、終わったら要らなくなっちゃうわけですよ。だから、そういうものをどんどん積み重ねていくと、勝浦市は死んだ要綱で、うんざりするほど書類がかさんでいくんじゃないんですか。だから、終わったら終わったで、内部でこれは廃止しましょうと言って廃止しちゃう。内部でつくって内部で廃止するのは、該当する事業は一遍だけじゃないですか。これにどんな意味があるのか、私はよくわからない。そうであつたら、庁議にかけるなり何なりして、きちっとした資料を明示して、議会の承認を受ければ、それでこの事業は一件落着なんです。そうでしょう。要綱を残しておいて、この要綱はどうするんですか。つじつまを合わせるために、1つの事業に間に合わせて要綱をつくる。その事業が終わると、どこか棚上げしちゃって、どこへ行ったかわからないというような取り扱いでどうなのか。

10分の1以内という非常に幅の広い決め方をしていますから、これが一つの要綱として基準になるとすれば、今度は24億円の10分の1以内。一定の基準が出ちゃえば、以内だから、ゼロに限りなく近くても10分の1以内ですよというふうにはならない。整合性を持たせるためには、そんな大ざっぱなやり方じゃなくて、もう少し、この事業一遍だけにこういうふうにしたいと

いうことであれば、それでやって、それで整理をしないと、次の問題に尾を引くんじゃないかというふうに私は思うんですね。

次の本体をやる場合には、課長もおっしゃるように、国の補助金額は決まってないんだと。だから、まだ何とも言いようがないんだというのは、それはそのとおりでしょう。だったら、その都度その都度、一件ずつ処理したらいかがですかというのが私の考え方なんですけれども、この点についての見解を、課長よりもむしろ市長か副市長、どうなんですかね。私の言ってることは、全然道理に合ってますか。何か見解があったらお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、私から答弁させていただきます。今回の事業につきましては、過去の議会等で組合の事業内容等につきましてはお話をしてきたと思います。

経緯といたしましては、今回の冷凍冷蔵庫につきましては、私の知る限りでは、組合で単独でこの事業を行うということで計画を始めたというふうに承知いたしております。急遽と言うのはおかしいんですけども、国の補助金が2分の1ついたと。県のほうでも、それに伴って、今回、うちのほうで要綱を作成しました。その内容、率の10分の1以内ということで、県も補助要綱をつくりまして、県も約4,000数百万円の補助金を出すということになったわけでございます。

そういう経過がございまして、市のほうも急遽というのは大変おかしいんですけども、早い話が県に倣ったということでございます。補助要綱、あるいは率にしても、もちろん額は違いますけれども、10分の1以内ということで、県に沿って策定したという考え方でございます。もう一点、組合でこれから市場等々の大きな事業を計画されているということも承知いたしておりますけれども、先ほど来、担当課長からもお話がございました。確かに組合のほうではそのような計画はあるということでございますけれども、市のほうでその具体的な計画についてはまだ承知いたしておりませんので、したがって、今、議員おっしゃるような、それらの事業を見込んだ補助金要綱を設定することはいかがかなというか、時期尚早ではないかというふうに判断いたします。

いずれにいたしましても、他の補助金要綱につきましてもつくってございますけれども、これを今回の組合の事業内容、一連の補助金をつくることは、再度申し上げますけれども、現時点では時期尚早であって、今後、検討していかなきゃいけない問題だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、議員の質問されていることはわかりますけど、現実問題としてそのような要綱をつくることは、現状では時期尚早であると考えます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 議案第24号関係で1点だけお伺いします。補正予算書の2ページでございすけれども、歳入で繰越金、当初予算で6,000万円計上。今回、1,918万8,000円を追加すると。

合わせて7,918万8,000円になるということでございますけれども、今の見込みで、平成21年度の実質収支をどのくらいと見ておるのか。そのうちのこれだけを使うんだということで説明いただきたい。出納整理期間も間もなく終わると思いますので、できれば、歳入総額、歳出総額、形式収支、繰越充当財源、実質収支、その辺もわかれば、お伺いしたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。ご承知のように、出納閉鎖期間中でございますので、確定した数値は申し上げられませんけれども、現時点で、大ざっぱに平成21年度決算としてどのくらい見込まれるかということでご理解をいただきたいと思いますが、平成21年度実質収支で約3億円を超えるものが見込まれます。現時点では、最終的には3億3,000万円台が見込まれるという推計をしております。

形式収支的には3億6,000万円程度、実質収支で3億3,000万円台でございます。1億9,000万円程度は積み立てられるのではなかろうかということで、今やっております。

実質単年度収支として2億5,000万円程度、現時点ではまだ確定ではございませんが、現時点での決算見込みということでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 形式収支で約3億6,000万円という見込みだそうですけれども、その辺が出た要因といいますか、それはどういうことだったのか。また、いわゆる積立金を確保するために、ほかのものを抑制して歳出を意図的に残したのか。その辺をお伺いしたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回、前年度、平成20年度決算についても同じようなことが言われるんですけども、地方交付税がある程度、国から手厚く給付されたということが、今回の3億3,000万円の大きな要因ではなかろうかというふうに、普通交付税、特別交付税含めて、それが一番大きな柱だと思っております。意図的にそういうものを積み立てる云々ということではなくて、結果的にこういうふうになったというふうに理解しています。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 21ページの勝浦中学校の補正につきまして、今、手元に資料がある中で、私もこれを見ていまして、パラペットがずれていて雨漏りしていると。そこに977万7,500円の補正を組まれているんですけど、当時、委託的にこの耐震診断を行った設計業務の中で、この図面を見させていただきますと、新たに上の部分のモルタル全部塗りかえと。手元の議案第24号の資料の黄色い部分、当時、この辺の調査してなかったのか。工事をやっていったら、これがわかったと。当時の資料もなく、ここに補正組まれてきて、壁がこれだけずれていると。これがいつずれちゃったのかという問題もあるんでしょうけど、これは当初からずれていたと認識せざるを得ないんですけど、子供の安全性から考えますと、PC板でつい最近事故があったように、これが全部倒れちゃった。これだけずれていたら、当然、鉄筋の位置も違うだろうし、ずれる可能性もある。その補強は、当然、必要なんですけど、当時、どのように調査されていたのか、報告書も見てないが、発注者側は見ていると思うんですよ。その中で予算組みをして、工事発注をして、足場をかけていって、モルタルはがしたら、これがどうなんだと。雨漏りは雨漏りとして、耐震においてはある面ではわからない部分もあるかと思いますけど、調査が少し違うんじゃないのと、甘いんじゃないと思うんですね。

そういう意味合いから、委託業者、設計のほうの監理業者いるんでしょうけど、この根拠性と前段階での調査、これがどうなっていたかということを質問します。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。本事業は、ご存じのとおり、平成21年度、22年度の継続事業でございます。本年度4月に4階音楽室を改修中に西側外壁部分からの雨水の侵入があり、漏水の原因を調べるため、一部工事工程を変更し、外部足場を設置して外壁を調査したところ、仕上げモルタル部分の一部に浮きが確認されました。モルタル部分を撤去したところ、屋上パラペット部分が躯体から分離し、中央部分が外側にずれていることがわかり、この部分では接続していた鉄筋が経年劣化により切断されていることも確認されております。東側外壁のパラペット部分の下部にクラック、ひび割れが確認されていることから、同様の状況であると考えられています。

このような状況でありますと、地震発生時に落下の危険性が高く、人命にかかわる事故を未然に防止し、子供たちの安全を確保するため、西側、東側、両面の屋上パラペット部分を撤去し、落下の危険性のない低いパラペットにつくり直す必要があります。今回、5月補正で増額を要求するものでございます。

2点目につきまして、設計の段階で把握できなかったのかというご質問でございますが、本事業の設計に当たり、外壁及び屋上パラペットについて現場調査を実施しております。外壁の事前現場調査では、目視及び手が届く範囲での打診棒を使用しての軽い打診による反射音により、外壁のモルタルの浮きやひび割れ、クラックを確認しております。

勝浦中学校のパラペット部分につきましては、非常に高い場所にあるため、目視による確認を実施し、その結果、東側外壁のパラペットの下部分に長いひび割れ、いわゆるクラックが発生していることが確認されました。

しかしながら、外壁の仕上げにはモルタルが3センチから5センチの厚さで塗られており、表面から見ただけでは、クラックは確認できますが、内部のコンクリートや鉄筋の状況を把握することは無理であり、本工事において西側外壁モルタルを除去して、初めてその状況を確認することが可能になったわけでございます。したがって、設計の段階では確認することができなかったと思われます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） これは寸法が出てないんですけど、これだけずれていたら、目視でいっても、西側というのはその段階でもモルタルの浮き等、確認し、全面補修と。その中で、今回新たに補修というのもあるんですけど、この辺の予算づけの問題が違うんじゃないかと私は認識するわけですね。

耐震の中で調査をかける段階で、目視では、望遠鏡を持ってきても、高い位置、手の届かないところはわからないのかと。そういう問題ではなかろうと。同業者どうのこうのじゃなく、調査の段階でこの辺の問題がわかり、これだけのずれがあれば、当然、クラックとしては目視しても十分見える。先ほど来、鉄筋はもう切断されていると。何らかの力が加わって、これがずれている。大事に至らないだけ、まだよかったのかなと思うんですけど、これだけずれていたら、壁に相当の段がついているわけです。設計の調査段階での甘さがあるのかと。今、工事が始まってはがしたらの話じゃなかったんじゃないかと思うわけですね。そういう面から、設

計の委託者、その辺はどう考えているのかと。ただ委託されて、報告書を上げて、シャンシャンじゃ困るということなんです。当然ながら、発注しているんだから、これは民間でも許せない。お金かけて仕事してもらいますから、その辺は十分、責任を持ってやっていただく話でなければ困る。その辺、調査をどう考えているのか。工事業者のほうは、はがしたらこうなっちゃっているから危ないですよ。まして、責任の問題が今度は業者にかかってきます。その辺、どう考えているのか、お願いします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） 先ほどもお答えいたしました、今回の事前調査では、目視及び手の届く範囲での打診棒での調査、軽い打診による反射音により、外壁のモルタルの浮きやひび割れ等、確認しておりますので、今回、外壁、3センチから4センチのモルタルをはがさないと確認できなかったということでございますので、この調査の段階では把握することができなかったということになっております。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 私も課長にそう聞いているんですけど、当初からこれはずれていた話ですよ。目視では見えなかった話になるわけです。これだけずれていたら、目視でも見えるし、確かにこの面は、当時、打ち放しでもないから、モルタルは当然、塗ってあるんでしょう。昭和43年、私はこの中学に初めて入った人間ですから。その段階でこれだけ塗って、それをモルタルで化粧して、このずれを逃げていたと。だけど、ここにクラックも入っているわけですね。これだけのクラックが下から見えないという話はないと思うんですね。だから、調査の段階が甘いんじゃないのと。これだけの亀裂だったら、パラペット、茨城はPC板だから、たまたま溶接の問題等で落っこちてしまった高校がありましたけど、これは大事に至らなかっただけ、まだいい話ですけど、これはまだ危険余地が非常に大きい問題です。それが耐震の中で目視ではわからなかった。それでは、この写真はどこから見ているんですか。下から見ているんじゃないんですか。もう少し真剣になって委託業者も取り組んでもらわないと困る。確かに施工は補正しないとできないという問題になるんですけど、その辺、この問題が出たとき、委託業者とはどのような話だったのか、それをお聞かせ願いたい。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。1点、資料の確認ですが、資料で示させていただいています、まずパラペット躯体のほうの写真でございますが、モルタルを撤去したほうは西側外壁の写真になっております。

今、ご指摘のございましたひび割れの部分でございますが、そちらの写真につきましては、東側の状況でございます。実際にこの東側については、事前の調査の段階で、このようなひび割れがあったことについては確認しております。

ただ、実際に西側の躯体の写真のように、実際にモルタルをはがしてみますと、このような状況が確認できなかったということでございます。

西側壁面につきましては、東側のようにクラックは事前には確認されておりませんでした。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。中村一夫議員。

○2番（中村一夫君） 13ページ、歳入、19ページ、歳出ということで、先ほど来の質問と若干重複

する点があると思いますが、お願いしたいと思います。

先ほど来出ておりますけれども、これは勝浦漁業協同組合の実施する冷凍冷蔵施設の工事ということで、今回の事業費は4億2,650万円ということで、これは市補助金を含めると約63%の補助がついたということで、組合とすれば、実施主体とすれば、大変好ましい状況になったわけですが、当初、組合では事業費の多くを公庫から借り入れまして実施するというので、3月27日には臨時総会を開いたわけですが、そこでお聞きしたいと思いますが、まず、国や県にこの補助申請したのは、いつごろなんだろうということと、補助が内定したのはいつか。また、当然、その日だと思うんですが、組合にその結果を通知等されたのはいつか。その辺について、まずお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、1点目の今回の冷凍冷蔵施設の改修についての組合の申請ということですが、先ほど副市長のほうからも申し上げましたとおり、当初は国庫補助、国の補助金は使えないだろうということでしたけども、昨年の暮れごろから、場合によっては、省エネ対策の補助金であれば、つく可能性も出てきたということで、これは地元の水産事務所、あるいは県の水産課等、いろいろ協議して、県の水産課のほうでも国に対して、何とか補助が該当にならないかということでいろいろ力強く交渉していただきました。

その結果、2月に入りまして、冷凍冷蔵庫の冷やす媒体、冷媒がアンモニアを使っていますので、このアンモニアの量、あるいは電気料等、既存の施設に対してもっともっと省エネ対策を図っていく施設であれば、何とか補助対象になるだろうということで、いろいろ県と事業計画をつくりまして、2月26日に水産庁のヒアリングを受けております。その結果、3月30日付で国から県に対しまして内示が示されました。4月1日付で県から勝浦市に対する内示がございまして、組合のほうにもこれを伝えたということでございます。申請内容については、こういう状況でございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。中村一夫議員。

○2番（中村一夫君） この事業では、組合は不足資金につきましては公庫から借り入れるということで予定していたと聞いておりますけれども、これには資金計画はもちろんですけど、借り入れ額に対する担保の提供が必要となっておりまして、地域の人たちも補助金はつくのかとか、担保は何を入れるんだということで、大変関心が高い状況でありました。

今後、製氷工場、また市場等の大きな工事も見込まれておりますので、市でも今回以上に早目の情報入手というんですか、対応をしていただきまして、組合との連絡、また協議を積極的に行っていただきたい、こう思いますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。今後の国あるいは県の補助の情報につきましては、たまたま今年につきましては、本来、省エネ対策につきましては、既存の施設の2割以上の省エネ化した施設でなければ該当しないというのが昨年の暮れまでの話でした。ただ、それが急遽、1割程度まで削減すれば、交付金の対象になるだろうと変わりました。県の説明ですと、恐らく、国の政権交代によって、その辺が緩和されたんじゃないかというようなお話ですが、急遽、そのような要綱の改正があったということで、今回、事務手続が例年になくおくれたということは、県でもおっしゃってございました。

今後につきましても助成制度につきまして十分情報収集して、組合の事業に支障のないようにしたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 歳入は前々段者がやってくれたので、全く同じことですから省略します。歳出で、今出ていた教育費の関係ですが、私は建築は全くの素人ですが、この資料で見させていただいて、若干質疑をしたい。資料の1枚目、西側外壁というのは、つまり正面玄関に向かって左側というのは西側だと思うんだけど、それでいいのかどうか。東側は正面玄関に向かって右側、体育館側だと思うんですが、そうすると、西側の「（仕上げモルタル撤去後）」のパラペット躯体のずれが移動した跡というんですけど、それこそ前段者じゃないけど、スケールが入ってないのでわからないんだけど、かなりずれがあると。そうすると、正面向かって左にこれだけずれちゃったと、こういうことだと思うんですね。そうすると、東はそれに倣って左にずれているのかなと。そういうことも言えないのか。一体のパラペットじゃないんだから、両方が外側にはみ出しているということもあり得るのかなという感じがするんですけど、まだあけてないから、クラックの段階だからわからないんだろうけど、その辺はどういうふうに見た方がいいのかということですね。

これを見ますと、階を積み上げていって、今聞いたら、当時、旭建設が施工したと、こういうんだけど、悪く言えば、想像を働かせると、もともとずれていて、それをモルタルで化粧してしまったのではないかとということも考えられる。鉄筋がちょん切れちゃってずれちゃったというのは、果たして本当なのかどうか。その辺が随分疑問に感ずるんですね。

たまたま2枚目を見ると、東側外壁状況だって、屋上パラペット部分の亀裂というのが、ちょうど右側と同じような上下関係のところにクラックが行ってるわけですから、そうすると、かなり作為的な分析じゃないかなというふうに見るんだけど、そういう点まで踏み込んで、施主の側としては、つまり教育委員会としては業者と話し合ったのかどうかということですね。

もう一つは、さっきも出ていたんだけど、はい、そうですかとうのみにして977万5,000円、約1,000万円の予算計上。これは耐震診断をやった業者、あるいは、それに基づいて基本設計、実施設計の手前をやった業者には全く責任はないのかどうか。たとえ10%でも20%でも、これを見抜けなかった責任は全くないのか、そういう点の話し合いは行ったのかという点を2点目にお聞きしたい。

もう一つは、念のために、この基本設計の業者、それ以前の耐震診断の業者名を改めてお答えをいただきたい。それが教育費の関係。

水産業の関係なんですが、確かに漁業協同組合が主体の事業であるということでありますが、水産業振興審議会の中でも説明もやられているんですが、今回出されているのは、国の補助金は2分の1だと。県費が10%、それに倣って市が10%と、こういうことで、市の10%というのは、事業費の2分の1マイナス県費補助金、相残りの10%なのかどうかということですね。それを念のためにお聞きしておきたい。事業費全体の10%なのか、あるいは、例えば事業費が1億円なら、そのうちの半分は国費だから5,000万円で、残りの10%、500万円は県だと。その残りの10%なのかですね。

今回は、第1期工事としては冷凍冷蔵庫、第2期工事が製氷施設、第3期が小型船舶用の第2市場。つまり、地船の市場として、外来船の市場とすみわけするということだと思うんですが、

最終的に従前の市場の第4期、第5期で、平成30年に完成だと、こういうふうな話になっているんだが、せんだっての水産業振興審議会の中での委員から出た意見などを見ると、確かに冷凍冷蔵施設については、老朽化してアンモニアが漏れていて危険な状況にあると。だから、これは緊急を要するんだが、むしろ、第4期、5期にやろうとしている建屋の老朽化もすごくて、もし震度幾つ、中学の耐震補強工事じゃないけど、ちょっと強い地震がきたら、つぶれちゃうよと。これも緊急を要するんだというような意見もあったんだが、そういう点は漁業協同組合としてどう考えているのかというのも、もちろんあるんだけど、漁港それ自体は県営の漁港なんですけれども、これは市や、あるいは県という行政が、その辺のところまで見通しながら、漁業協同組合と協議を重ねていく必要があるのではないかなというふうに思うんだが、その点についてはどういうふうに考えているか。

もう一つ、細かいと言えど細かいんだが、第1期工事が、もう整地してありますから、トイレも壊して別の場所に新しいトイレにしちゃってあるんだけど、これがもし勝浦の花火大会とか、あるいは秋祭りとか、その他のイベントとの競合、これが工事中になった場合に、相当支障が出るだろうということが考えられるんだが、そういう点については、観光商工課、農林水産課、あるいは全体としてイベントを推進しようとしている行政として、その辺の調整のところは今から考えておるのかどうか、そういう点についてお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） それでは、お答えいたします。まず、1点目のパラペット部分の件でございますが、パラペット部分につきましては、両サイドは躯体と一体となっておりまして、西側のパラペット部分につきましては、中央部分が校舎の反対側に膨らんでおります。

2点目の鉄筋等の切断箇所の件でございますが、これにつきましては、昭和39年に勝浦中学校を建設されておりますが、この経年劣化により鉄筋が切断されている、そのように確認しております。

業者等々の打ち合わせ、設計業者との話し合いの件でございますが、毎月一度、本年度になりまして4月、5月に1度ずつ、勝浦市の関係課と教育委員会と、施工業者と設計監理をしている会社と、学校も含めまして定期的に定例打ち合わせを持っております。その中で今回の件がわかった次第でございます。そういう点では、設計施工監理している業者とも十分な打ち合わせをしているところでございます。

西側、東側の件でございますが、西側のほうは中学校に上がっていきまして、議員ご指摘のとおり、正面から見て左側になります。体育館側のほうが東側の外壁でございます。

なお、設計等の業者につきましては、株式会社加藤建設事務所でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、第1点目の冷凍冷蔵施設の市の補助割合についてでございますけれども、これにつきましては総事業費から国、県、これは国の交付金につきましては県の補助金として一緒に交付されますけれども、それらを除いた組合負担が、今の段階ですと1億7,175万円になりますけれども、その10分の1以内ということで、市では1,500万円の予算計上でございます。ですから、総事業費から国、県を除いたものの10分の1ということになります。

次に、各施設の建てかえの順番というご質問だと思いますけども、確かに今回は冷凍冷蔵施設、媒体でありますアンモニアの漏れが時々起こって、修理しながら使っているということで、一番最初に建てかえをするということですが、これは荷捌き場につきまして、確かに水産業対策審議会でもコンクリートの部分に亀裂が入っていて、爆裂もあるというお話がございましたけども、これにつきましては、逐次、昨年、一昨年ともにそういう爆裂部分は補修をしています。

この市場を一気に建てかえた場合については、水揚げに非常に影響が出ますので、組合といたしましては、まず冷凍冷蔵庫をこれまでのトラックヤードを海上保安庁の近くに移しまして、既存の冷凍冷蔵施設を来年壊して、その跡に製氷工場をつくと。今の製氷工場あたりに第二市場を持ってきます。現在の荷捌き場を2回にわたって取り壊しますけども、そのときの仮設市場として当初考えていたようですけども、それをそのまま残せるということで、将来的には、そこを地元船、小型船の対応として使おうということで、まず施設を海上保安所寄りから順番的に押し出して行って、最後に荷捌き場を2回に分けて建築するというので、確かに施設的にはどの施設も老朽化が著しい状況ですけども、それまでの間は維持補修をしていくというふうに伺っております。

工事に伴います市の各種イベントとの関係でございますけども、これにつきましては、現在の冷凍冷蔵庫と再来年に行います製氷工場につきましては、ある程度、もちろん工事中は建物を囲ってありますので、漁業者にも危険が及ばないように区域を制限して行いますけども、本体であります荷捌き場建てかえとなりますと、一番、メーンがカツオまつり等であそこが使えないということになります。

それにつきましては、今後、イベントをどこで行うか、もちろん検討する必要がありますし、市といたしましても、課長会議の中でも、こういう計画について周知をいたしまして、今後のイベントについて十分配慮していただききたいというお願いはしておりますけども、代替的な施設につきまして、今後、それぞれのイベント担当課と協議をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁漏れがございましたので、教育課長に答弁いたさせます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。先ほど設計業者等の責任はないのかというようなご質問にお答えいたします。本事業の設計に当たりましては、外壁、あるいは屋上パラペット等についての現場調査を実施しております。先ほどもお答えしましたが、目視及び手が届く範囲での打診棒を使用しての軽い打診による反射音により、外壁のモルタルの浮きやひび等を確認しております。

勝浦中学校のパラペットの部分につきましては高所にあるため、目視による確認を実施し、その結果、東側外壁のパラペットの下部分に長いひび割れが発生していることを確認しました。したがって、この東側のひび割れの部分の補修については、当初で予算要求していたところでございます。しかしながら、外壁の仕上げにはモルタルが5センチの厚さで塗られておりまして、表面から見るだけではクラックは確認できない状況でございました。

今回の西側の外壁を壊した段階で、内部のコンクリートや鉄筋の状況を把握することができたので、したがって、設計の段階では把握することができなかったと思われます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 最後に教育費で伺います。今、課長は盛んに何十階の高層建築みたいな話をするんだが、たかだか4階建てですよ。こんな建築、今、高いと言えるんですか。それが一つ。

それから屋上に上がったんでしょう。屋上とパラペットは目視したと、こう言っている。屋上を目視するというのは、上がらなきゃ目視できないでしょう。私は施工業者云々を言ってるんじゃないんですよ。その基本設計なり、あるいは耐震診断の診断屋が、何のための設計や診断なんだといったら、地震が来たら危ないよと、あるいは、外壁なんか剥離しちゃう危険があるかないかという診断でしょう。それに立った設計でしょう。だから、簡単なハンマーでたたいてやったからわからなかったと。何でそんなものでやったんだというんですよ。業者がもっと慎重に何でやらなかったか。簡単に済ませたというのも、それ自体が責任があるんじゃないですか。結果としてこういう状況が出ているんだから。プロがこのぐらいのことが予測できなかったということ自体がおかしい。しかも、それは何のために設計かけるかといったら、耐震のためですよ。大規模改修と耐震構造にするための仕事じゃないですか。冗談じゃない。

そういう点で、今の政権が基地問題でアメリカの言いなりになっているのと同じように、言われたことをうのみにして、本当にそれでいいのかと。これについては、設計屋の責任は一部たりともないんですか、足らざるところはなかったんですかということを行ったのかと言ったら、答弁ない。言ったけども、それは通用しなかったというのなら、それはそれでまたいいですよ、ほかの方法があるんだろうから。教育課長ばかり攻めていたってしょうがないんで、契約担当なんかその辺はどう考えるのか。

たとえ1,000万円だって貴重な財源ですから、初めからわかっていれば、その全体の中で予算化できたわけですから、そういうことだと思うので、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。西側の外壁の事前調査の件でございますが、西側では事前の調査ではクラック、要はひび割れ等については確認することはできませんでした。お手元の資料にある東側の外壁については、ひび割れは確認することはできましたが、西側では事前の調査では確認することはできなかったということでございます。

この業者との件でございますが、4月、5月に事務打ち合わせをしております、その中でも、なぜ事前の調査でこの件がわからなかったのかと、そういうことについては、二度、三度、設計業者のほうには話しております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、議案第25号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、議案第25号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件につきましては、

委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第25号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時50分 開議

議 長 辞 職 の 件

〔7番 高橋秀男君退席〕

○副議長（八代一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の高橋秀男議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（八代一雄君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。守沢事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（八代一雄君） お諮りいたします。高橋秀男議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（八代一雄君） ご異議なしと認めます。よって、高橋秀男議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔7番 高橋秀男君入席〕

○副議長（八代一雄君） 前議長高橋秀男議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。高橋秀男議員。

〔7番 高橋秀男君登壇〕

○7番（高橋秀男君） 議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の5月18日、臨時議会におきまして議員各位のご推挙により、議長という要職に就任いたしましたから今日まで、議員及び執行部の皆様のご協力、ご支援に対しまして、まずもって心からお礼を申し上げる次第でございます。もとより浅学非才の私ですが、皆様方からの温かいご指導、ご支援、さらには議会事務局職員のおかげをもちまして、大過なく今日を迎えられますことを、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

今後は、勝浦市の発展と住民福祉の増進に努力を重ねる所存でございます。言うなれば、一灯照隅の心境でございます。

どうぞ今後も温かいご支援、ご厚情を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、極めて簡潔ですが、退任のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

勝浦市議会議長の選挙

○副議長（八代一雄君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（八代一雄君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（八代一雄君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○副議長（八代一雄君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（八代一雄君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（八代一雄君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（八代一雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（八代一雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（八代一雄君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中村一夫議員及び忍足邦昭議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○副議長（八代一雄君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち有効投票17票、無効投票1票。有効投票中、板橋 甫議員13票、岩瀬義信議員4票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、板橋 甫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました板橋 甫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。当選承諾のごあいさつをお願いいたします。板橋 甫議員。

〔8番 板橋 甫君登壇〕

○8番（板橋 甫君） それでは、一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいまの選挙の結果、議長に当選をさせていただきました。大変ありがとうございます。この上ない光栄に存じますと同時に、その責任の重大さを痛感しているところでございます。非才ではございますが、この職責を十分果たすことができるかどうか、一抹の危惧がないわけではございませんが、不偏不党、公平無私を旨といたしまして、議会が公正で円滑な運営ができますよう、誠心誠意努力をしてまいりたいと考えます。

どうか皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、議長就任のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（八代一雄君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（板橋 甫君） 副議長と交代いたしました。

それでは暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時40分 開議

副 議 長 辞 職 の 件

〔10番 八代一雄君退席〕

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の八代一雄議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、

議題といたします。

それでは、辞職願を朗読させます。守沢事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（板橋 甫君） お諮りいたします。八代一雄議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、八代一雄議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔10番 八代一雄君入席〕

○議長（板橋 甫君） 前副議長の八代一雄議員から発言を求められておりますので、この際、これを許可します。八代一雄議員。

〔10番 八代一雄君登壇〕

○10番（八代一雄君） 前高橋議長のもとで1年間、副議長という大役を大過なく過ごせたことは、皆様のおかげだと思って感謝しております。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。簡単では、ございますが、あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

勝浦市議会副議長の選挙

○議長（板橋 甫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（板橋 甫君） ただいまの出席議員数は18人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（板橋 甫君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（板橋 甫君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼いたします。守沢事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（板橋 甫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（板橋 甫君） 開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中村一夫議員及び忍足邦昭議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（板橋 甫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち有効投票17票、無効投票1票。有効投票中、渡辺玄正議員17票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、渡辺玄正議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡辺玄正議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。当選承諾のごあいさつをお願いいたします。渡辺玄正議員。

〔13番 渡辺玄正君登壇〕

○13番（渡辺玄正君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいま当議会において、議員各位の命を受けまして、副議長という重積を担うことに相なりました。大変身の引き締まる思いでございます。この上は板橋議長のもと、みずからの職責を全うさせていただきたいという覚悟でございます。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

議案上程・説明・質疑・採決

○議長（板橋 甫君） ただいま市長から急施を要するものとして、監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、この際、監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、議案を配布させます。

〔議案配布〕

○議長（板橋 甫君） 配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 配布漏れなしと認めます。

それでは、議案第26号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

す。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、黒川民雄議員が除斥該当であります。黒川民雄議員の退席を求めます。

〔17番 黒川民雄君退席〕

○議長（板橋 甫君） 職員に議案を朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） 市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第26号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、刈込欣一君が退職したことに伴い、その後任に黒川民雄君を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

黒川君の市議会での経歴につきましては、皆様ご承知のとおり、平成7年に市議会議員に当選以来、連続4期当選され、この間、市議会副議長、建設経済常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長等の要職を歴任されております。

その円満な人格と地方自治に関する深い見識は、監査委員として適任であると考えます。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号につきましては、正規の手続を省略の上、ただちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第26号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（板橋 甫君） 挙手多数であります。よって、議案第26号については、これに同意することに決しました。

〔17番 黒川民雄君入席〕

議会運営委員の選任について

○議長（板橋 甫君） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名するこ

とになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 議長が指名すべき者につきまして氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

伊丹富夫、忍足邦昭、児安利之、高橋秀男、寺尾重雄、根本 譲、丸 昭、八代一雄、以上8名でございます。

○議長（板橋 甫君） それでは、暫時休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

議会運営委員会委員長、伊丹富夫、同じく副委員長、根本 譲。
以上でございます。

常任委員の選任について

○議長（板橋 甫君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名することになっております。議長が指名する者の氏名を事務局長に朗読させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 議長が指名すべき者につきまして氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会委員。板橋 甫、岩瀬洋男、黒川民雄、末吉定夫、土屋 元、根本 譲、丸昭、水野正美、渡辺玄正、以上9名でございます。

続きまして、教育民生常任委員会委員。岩瀬洋男、岩瀬義信、刈込欣一、黒川民雄、児安利之、高橋秀男、土屋 元、中村一夫、渡辺玄正、以上9名でございます。

続きまして、建設経済常任委員会委員。伊丹富夫、岩瀬義信、忍足邦昭、刈込欣一、末吉定夫、寺尾重雄、中村一夫、水野正美、八代一雄、以上9名でございます。

○議長（板橋 甫君） 暫時休憩いたします。

午後3時22分 休憩

午後3時50分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。守沢事務局長。

○事務局長（守沢孝彦君） 互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

初めに、総務常任委員会委員長、丸 昭、同じく副委員長、渡辺玄正。

続きまして、教育民生常任委員会委員長、児安利之、同じく副委員長、土屋 元。

続きまして、建設経済常任委員会委員長、末吉定夫、同じく副委員長、中村一夫。

以上でございます。

閉 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。これをもちまして平成22年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時52分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議席番号及び議席の一部変更について
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第23号～議案第25号の総括審議
1. 議長辞職の件
1. 勝浦市議会議長の選挙
1. 副議長辞職の件
1. 勝浦市議会副議長の選挙
1. 議案第26号の総括審議
1. 議会運営委員の選任について
1. 常任委員の選任について

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

勝 浦 市 議 会 副 議 長

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員